

議案第 4 号

平 23 都市計画第 304 号
平成 23 年 (2011 年) 7 月 27 日

山口県都市計画審議会会長 様

山口県知事 二 井 関 成

宇部都市計画区域及び山陽都市計画区域の変更について (諮問)

宇部都市計画区域及び山陽都市計画区域を下記のとおり変更することについて、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 5 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

1 都市計画区域の名称

宇部都市計画区域

2 都市計画区域の変更に係る土地の区域

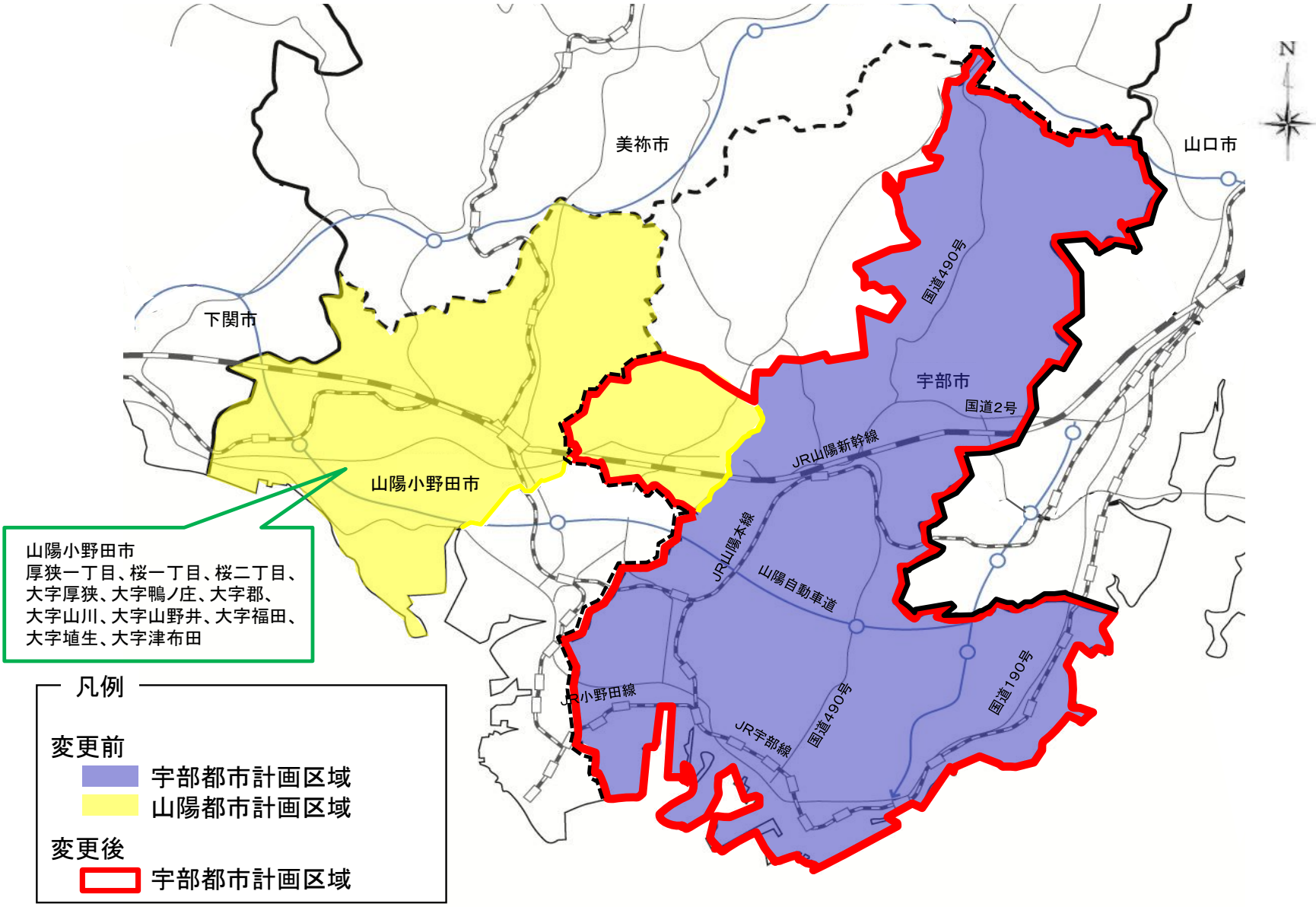
除外する土地の区域

山陽小野田市厚狭一丁目、桜一丁目、桜二丁目、大字厚狭、大字鴨庄、大字郡、大字山川、大字山野井、大字福田、大字埴生及び大字津布田 (除外する区域の地先公有水面を含む。)

3 変更の理由

宇部都市計画区域(昭和4年当初指定、平成7年変更指定(現行))及び山陽都市計画区域(昭和27年当初指定、平成15年変更指定(現行))の一部(旧楠町に係る区域)は、市町合併により同一の行政区域となっており、また、地形などの自然条件や通勤通学、物流などの社会・経済条件、行政施設、都市施設等の配置等において一体性を備えているものと考えられます。

このため、宇部都市計画区域及び山陽都市計画区域の一部を一の都市計画区域とし、一体の都市として整備、開発及び保全を図ろうとするものです。



都市計画区域には、地先公有水面を含む。

